

# 財団法人 地球システム総合研究所 寄附行為

昭和18年2月22日	設立認可
昭和22年6月16日	一部変更認可
昭和58年2月12日	一部変更認可
平成15年8月6日	一部変更認可
平成17年6月7日	一部変更認可
平成19年5月29日	一部変更認可

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人地球システム総合研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市北区大宮中林町41番地に置く。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、地球の科学ならびに工学に係わる複合的な情報を取得・解析し、総合的に解釈する地球システム科学・技術に関する基礎的研究を行い、もって人類繁栄の基になる資源・エネルギー開発、建設、地下水利用、防災や環境保全等への活用を図るとともに、研究成果の普及と専門技術者の育成を通して、地球の安定的有効利用と社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地球の科学ならびに工学に係わる複合的な情報の取得と解釈、地球システム科学・技術に関する基礎的・応用的研究
- (2) 研究成果の実用化と啓蒙・普及
- (3) 資源・エネルギー開発、建設、地下水利用、防災や環境保全等に関する研究・調査
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産および会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後寄付された財産
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 賛助会費収入
- (5) 受託事業による収入
- (6) その他

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産とする。

2. 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成される。

- (1) 設立に際し基本財産として寄付された財産
- (2) 設立後基本財産として寄付された財産
- (3) 設立後、理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。ただし、その用途または管理の方法を指定して寄付された財産については、その指示に従わなければならない。

2. 基本財産のうち、現金は、郵便官署その他確実な金融機関に預け入れ、もしくは信託会社に信託するか国公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。ただし、理事会の議決により不動産その他の物件に換えることができる。

#### (基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、または担保に供してはならない。ただし、本財団法人の目的達成上特に必要があると認められる場合においては、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、文部科学大臣の承認を得て、その一部を処分し、または担保に供するときは、その限りではない。

#### (経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

#### (事業年度)

第10条 本財団法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画および収支予算)

第11条 本財団法人の事業計画書および収支予算書は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に評議員会の審議を経て、理事会の議決を得て文部科学大臣に届け出なければならない。

#### (事業報告および収支決算)

第12条 本財団法人の事業報告書、収支決算書および財産目録等は理事長が毎事業年度終了後遅滞なく作成し、監事の監査を経て、その意見を付けて、理事会の議決を得た後、評議員会に報告しなければならない。

2. 前項の議決を得た事業報告書、収支決算書および財産目録等は、当該事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

#### (特別会計)

第13条 本財団法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2. 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

#### (収支差額の処分)

第14条 本財団法人の収支決算に差額が生じたときは、理事会の議決を得て、その全部または一部を基本財産に繰り入れ、または翌事業年度に繰り越すものとする。

#### (借入金)

第15条 本財団法人が、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって、返済期間が1年以内のものを除き、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得る必要がある。

## 第4章 役員および評議員等

#### (種類および定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (2) 理事 5名以上10名以内
- (3) 監事 2名

2. 理事の中より理事長および専務理事を1名おく。

#### (選任)

第17条 理事および監事は、評議員会において選任する。

2. 理事長、専務理事は、理事会において理事の互選により定める。
3. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

4. 理事のうち同一の親族（3親等以内の親族およびこの者と特別な関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする。  
また同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。

(職務)

第18条 理事は理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2. 理事長は、本財団法人を代表し、一切の会務を処理し理事会の議長となる。
3. 専務理事は、理事長を補佐し理事長に事故が有る時には代ってその職務を代行する。
4. 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
  - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(任期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし再任は防げない。

2. 補欠又は増員によって選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会および評議員会においてそれぞれ理事および評議員の現在数の4分の3以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
2. 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会および評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第21条 役員には、報酬を支給することができる。

2. 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員)

第22条 この法人には、評議員15名以上20名以内を置く。

2. 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
3. 第19条および第20条の規定は、評議員についても準用する。この場合において、第19条中「役員」とあるのは「評議員」と第20条中「役員」とあるのは「評議員」と「理事会および評議員会」とあるのは「理事会」と、「それぞれ理事および評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(兼任の禁止)

第23条 役員および評議員は相互に兼ねることができない。

(顧問および参与)

第24条 この法人に顧問5名以内参与5名以内を置くことができる。

2. 顧問および参与は、学識経験者またはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3. 顧問は、この法人の運営に関して理事長からの諮問に答え意見を述べる。
4. 参与は、この法人の業務の処理に関して理事長の諮問に答える。
5. 第19条第1項の規定は、顧問および参与について準用する。

## 第5章 理事会および評議員会

### (理事会の構成)

- 第25条 本財団法人に理事会を置く。
2. 理事会は理事をもって構成する。
  3. 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

### (理事会の権能)

第26条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団法人の運営に関する重要事項を議決する。

### (理事会の開催および招集)

- 第27条 理事会は、通常理事会および臨時理事会とする。
2. 通常理事会は、毎年2回開催する。
  3. 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認めたとき。
    - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
    - (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
  4. 理事会は、理事長が招集する。
  5. 理事会の招集は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要するときは、この限りではない。

### (理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし前条第3号の規定により請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により議長を定める。

### (理事会の定足数および議決方法)

- 第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。
2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  3. 理事会は、第27条第5項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の議決があった場合は、この限りではない。
  4. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

### (理事会の書面表決等)

- 第30条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもて表決権を行使することができる。
2. 前項の代理人は、代理権を証する書面(委任状)を会議毎に議長に提出しなければならない。
  3. 第1項の規定により表決権を行使する理事は、前条第1項および第2項の規定の適用については出席したものとみなす。

### (理事会の議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 出席した理事の数および氏名(書面表決者および表決委任者を含む。)
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過概要
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長および出席した理事のうちから理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(評議員会の構成)

第32条 本財団法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の権能)

第33条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団法人の事業運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて審議し、意見を具申する。

(評議員会の招集等)

第34条 評議員会は、理事長が招集する。

2. 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。

3. 第27条第5項、第29条、第30条および第31条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

## 第6章 賛助会員

(賛助会員)

第35条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

2. 賛助会員は、理事会の定めるところにより、この法人の事業活動に参加することができる。

3. 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4. 前3項に定めるもののほか、賛助会員および賛助会費に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

## 第7章 寄附行為の変更、解散等

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第37条 本財団法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本財団法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けて、この法人の目的を達成するために京都大学または公益団体に指定寄付する。

## 第8章 補 則

(備付け書類および帳簿等)

第39条 本財団法人は、その主たる事務所に、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員、およびその他の職員の名簿および履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳および負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (6) 理事会および評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 事業計画書および収支予算書
- (9) 事業報告書および収支計算書
- (10) 正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (11) 許認可および登記に関する書類

(12) その他必要な書類および帳簿

2. 前項の書類および帳簿は、次の区分により保存しなければならない。

(1) 第1号から第4号および第6号の書類及び8号から11号までの書類は永年

(2) 第5号のものは10年以上

(3) 第10号および第11号のものは5年以上

(4) 第7号および第12号は1年以上

3. 第1項第1号、第3号、第8号から第10号に掲げる書類ならびに役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

(事務局)

第40条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、所要の職員を置く。

3. 職員は、理事長が任免する。

(実施細則)

第41条 この寄附行為の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(設立時の名称および理事)

第42条 この法人の設立当時の名称は財団法人物理探鑛研究會で、理事は次ぎのとおりである。

理事	京都帝國大學總長	羽田 享
理事	京都帝國大學工學部長	鳥養 利三郎
理事	京都帝國大學工學部教授	小田川 達朗
理事	京都帝國大學工學部教授	加藤 信義
理事	京都帝國大學工學部教授	藤田 義象
理事	京都帝國大學理學部教授	松山 基範
理事	物理探鑛試験所長	大村 一蔵
理事	京都帝國大學書記官	鐘江 富次

附 則 (平成17年6月7日)

1. 寄附行為変更のあった日に在任する役員の任期は、第19条第1項本文の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

2. 本寄附行為に記されていない事項に対しては、下記の基準にしたがって運営する。

(1) 公益法人の設立許可及び指導監督基準。 (平成8年9月20日閣議決定)

(2) 公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針

(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議監事会申し合わせ)